

サービス等利用計画について

障がい福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費の対象となるサービス）を利用する方は、サービス等利用計画が必要です。

障がい福祉サービスの利用申請(更新申請)の際に、“サービス等利用計画案提出依頼書”が届きましたら、裏面「～サービス利用(サービス等利用計画作成を含む)の流れ～」の手順に従って進めてください。

Q.“サービス等利用計画”って何？

A.障がい者のニーズや置かれている状況を考慮して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

※障がい福祉サービスを利用（更新）する（予定の）方、全員に作成が必要です。

Q.“サービス利用計画”は誰が作ることができるの？

A.“指定特定相談支援専門員”が作ることが出来ます。

“指定特定相談支援専門員”とは・・・各市町村で“特定相談支援事業者”として指定を受けた事業者で働いている相談支援専門員です。

相談支援専門員は、“サービス利用計画”の作成及び相談の受付等を行います。

佐伯市の指定特定相談支援事業者については、佐伯市公式ホームページより指定状況をご覧ください。

問い合わせ窓口

佐伯市福祉保健部障がい福祉課

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

電話：0972-22-4514

裏面もご確認ください。

～サービス利用（サービス等利用計画作成を含む）の流れ～

